#### 行政部門3

## 口口

同

#### 荻

 $\blacksquare$ 

#### 努力」や同和事業の見直しが声高くさけばれている。同和 戒しなければならない。「地方行革」の推進の中で「自助 市町村や全国にあたえる影響は大きいものであり、十分警 るように「同和対策事業」にもその鋒先がむけられ、

行政責任を心から自覚して、どうすることが真に解放へつ ら、といった自負心や惰性を克服し、部落解放についての の解放はあり得ない。これまで行政は相当の予算をつぎこ かにされた。これら差別の実態が解決しないかぎり、部落 部落実態調査をもとに、同和地区の総合的な実態があきら 部落解放に努力してきた。もうこれだけやったのだか 一九八二年の大阪部落実態調査や一九八四年の全国

み、

和と人権の年である。さらに「地対法」最終年度をふまえ また「国際人権規約」が発効されて十年であり、まさに平 して一層の警戒を強めなければならない。 たらす人権行政の後退や同和対策事業の打ち切り策動に対 るという認識と自覚をもち「臨調行革」「教育臨調」がも め国際的な流れとともに「戦争こそ最大の人権侵害」であ 「部落解放基本法」制定実現にむけた正念場の年である。 まさに「国際平和年」の今年こそ、平和と人権確立のた 本年は、国際平和年、日本国憲法制定四十年である。

必要である。

行政の後退にならないよう見直しについて徹底した論議が

昨年十一月に出された大阪市の「行革大綱」等にみられ

がある。
つ積極的な検討に全力をそそぐ必要がある。

考えていかねばならない。
されからの同和行政は、二十年間の成果をふまえるととながる行政なのかを真剣に考えなおす必要がある。

くりのため積極的に取り組む必要がある。 とりのため積極的に取り組む必要がある。 をういう意味では個人給付といったものが一貫したシステム はなしに、技能・学力の保障、雇用の促進、所得保障、年はなしに、技能・学力の保障、雇用の促進、所得保障、年はなしに、技能・学力の保障、雇用の促進、所得保障、年くりのため積極的に取り組む必要がある。

# 一、 同和対策事業の現状と残されている課題

度し五十九年度)であったことがわかります。また、 四八〇億円、地方費が約四兆九三五九億円(昭和四十四年 院議員、自民党地域改善対策特別委員長)は、 得られたとはいえないこと、単独事業がかなりの割合を占 限り未だ不充分であること、産業就労対策も充分な効果が 事業額が僅少であり、差別事象が後を絶たない現状をみる 環境の改善は、一部を除き一変したこと、啓発に関しては は不明確であった事業の規模についても、国費が約一兆九 が出された。地域改善対策研究所理事長堀内俊夫氏(参議 析」では「十六年間の地域改善対策事業に関する事業純計総 %を占めている。(中略)支出目的別にみると、 で二一・七%、市町村費が約三兆四四二四億円で五〇・〇 九四八〇億円で二八・三%、府県費が約一兆四九三五億円 額は、約六兆八八三九億円である。この内、国費が約一兆 こと等が指摘されております」と述べている。第五章「分 の総額では、 その結果大きな財政負担が地方公共団体に及んでいる 本年三月に『地域改善対策事業―その調査と分析』 生活環境に関する事業額が約三兆八一七三億 「これまで 生活

であったことを裏づけている。 四億円で一九・〇%、教育啓発に関する事業額が約一兆三〇元、億円で一一・〇%となっている」としている(二六八〜四億円で一一・〇%となっている」としている(二六八〜四億円で一四・六%、民生福祉に関する事業額が約七五八四億円で一四・六%、民生福祉に関する事業額が約七五八四億円で一四・六%、民生福祉に関する事業額が約一兆二十〇頁)。 これを見てもわかるように、 この間の同和事業が環境改善中心におとなわれてきた。又、ここでいってまが環境改善中心におとなわれてきた。又、ここでいっている、産業経済、教育啓発、民生福祉についても、圧倒的あることが推測される。私たちがこの間、一貫して求めてあることが推測される。私たちがこの間、一貫して求めてあることが推測される。私たちがこの間、一貫して求めてあることが推測される。私たちがこの間、一貫して求めてあることが推測される。私たちがこの間、一貫して求めてあることが推測される。私たちがこの間、一貫して求めてあることが推測される。私たちがこの間、一貫して求めてある。

策は、 の社会福祉施設が多数整備されてきた。(中略)公衆衛生対 残されている。(中略)この間、隣保館、 者の増加といった問題が生じている。これに対し、大学等 への進学率には、未だ、全国平均と比べて二割近い格差が 全国平均との格差はかなり解消された。ただし、 補助事業により、高等学校等への進学率は大幅に向上し、 ものをみると次のとおりである。 ながらそれらの具体的データーは示されていないが、主な そのことが第六章「評価」で述べられているが、 (中略)対象地区における医師、 「高等学校等進学奨励費 医療施設の不足も指 保育所、児童館等 中途退学 残念

る。 といえない」としている(二七五~七頁)。 高い被生活保護世帯率をみる限り、十分な効果が得られた 及び雇用対策に関しては、地域産業のおかれている現状や 未だ不十分である。(中略) 新たな 啓発方法の 検討と 併せ 総鑑事件』や『エセ同和』等の差別の悪質化をみる限り、 を除き一変した。(中略)しかし、啓発に関しては、 策(同和対策)事業の結果、対象地域の生活環境は、一部 定就労の比率が高く、職場の規模からみて中小・零細企業 着かずの小規模地区等において、かなりの事業が残ってい 摘されており、従来からの保健所を中心とした医療対策の の就労者が多いのが実情である。」「十六年間の地域改善対 の就労形態は、中高年齢層を中心に臨時雇、日雇等の不安 が講じられてきたにもかかわらず、(中略)未だ、地区住民 たとはいいがたい。雇用対策では、職業訓練等多くの施策 は、地区内事業者の経営を大幅に改善し、所得を向上させ (中略)これら各種施策の実施にもかかわらず、 部に見直しが 必要な 事業もある。 面的事業は峠を越したが、 再検討が必要である。住宅地区改良事業等の推進により、 とくに生活衛生環境も著しい改善をみた。ただし、 」「地方改善施設整備事業も、同様に大きな成果を収 今後の最重要課題になっている。また、 一部都市の大規模地区や未だ手 産業経済に ついては、 中小企業対策 全体として

別事件の陰湿化、啓発方法の開発、高校中途退 学 者の 増 残事業、産業対策の不充分さ、農林水産業の経営不安と所得 的差別の次の内容とそう変っていないことがわかる。答申 二十一年前に出された「同対審」答申で指摘されている実態 摘される諸現象は、すべて差別の具象化である。したがっ きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指 位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、 会均等が実質的に保障されず、劣悪な生活環境、特殊で低 されている差別のことである。 水準の低さ、臨時、日雇等の不安定就労の高さ、零細企業 る職業構成、生活保護率、教育文化水準など実態的差別が決の中心的課題である」としている。ここで指摘されてい への就労、高い生活保護世帯率等があげられている。これは 今日なお厳然と存在していることがわかる。 これをみてもわかるように残されている課題として、 大学進学率の格差、医師、医療施設の不足、かなりの 生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解 同和地区住民に就職と教育の機会均等を完 全 に 保 障 「実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現 たとえば、就職、教育の機

区の生活環境改善の課題がまだ残されている。同和対策がの現状について、次のとおり明確に指摘されている。「地の現状について、次のとおり明確に指摘されている。「地

とくに大きな成果をあげてきた職業対策など、いま施策の 的、文化的な低位の状況は基本的には解決されていない とりくまれて以来、生活内容は改善されてき たが、 には、 支えによって改善途上にあるが、もし施策がはずれると、 判断からして、基本的な課題のひとつは、この実態を克服 特徴的であったあからさまな差別事象は、目立ちにくい陰 すぐに以前の状態に戻ってしまう恐れが多分にある。 弱な生活基盤を支えていく課題に対応するため、当面の対 して地区住民の自立を達成していくことであり、 にかくれた形に変わっていく傾向が見られる。以上の状況 策がなお必要である」としている。 もに、長期的な対策を補完するものとして、いま現在の脆 なお長期的、 継続的な対策を必要とする。それとと そのため 以前

きらかにし、人権尊重の理念に沿って、それぞれの役割を市民、同和地区住民および行政が、問題の原因と責任をあると、すぐに以前の状態に戻る」「自立にかかわる基本課題は、目に見えにくい格差として残されている」「差別事題は、目に見えにくい格差として残されている」「差別事題は、目に見えにくい格差として残されている」「差別事題は、目に見えにくい格差として残されている」「差別事として、「経済的、文化的な低位の状との答申にもあるように、「経済的、文化的な低位の状との答申にもあるように、「経済的、文化的な低位の状

推進されなければならない」と強調しているのである。見具申をもととして、真の同和問題の解決に役立つようには、国の同和対策審議会答申および地域改善対策協議会意民の人権意識の向上と同和地区の改善という二方面に対す民の人権意識の向上と同和地区の改善という二方面に対す民の人権意識の向上と同和地区の改善という二方面に対す

部落差別の集中的表現ということができる。この実態の抜 解放』二三八号)を見ていただきたい。ここでは紙数の関 日の部落差別』「今日の部落の実態と同和行政」(『部落 部落生活実態調査ではそれらの問題が具体的にデーター 本的解決には、 給率一○・五%で、大阪府受給率一・二四%の六・八倍に 平均の三八〇万円の七割しかない。生活保護の状況は、受 めた部落の一世帯当りの平均年収は、二六七万円で大阪府 護世帯の年末・夏季一時金や、 る。世帯年収では、同和対策で給付されてい る、 生 活 保 国民健康調査の、一一・八%に比べ、二倍の病 弱 者 が 康の問題では、 係で一部を紹介する。大阪の部落の実態をみていくと、健 して発表されているので『おおさか部落の実態』 一九八二年大阪部落生活実態調査や一九八四年全国 ている。部落における生活保護者の深刻な実態は、 健康の回復、 部落における病弱者は二三・九%もあり、 教育の機会均等の保障、 髙校・大学の奨学金等を含 『図説今 い غ

ばならない。 就労の一番の原因である健康問題についても考えていかね のためには仕事の問題にとりくむ必要がある。と同時に不 である収入をいかに高めるかがこれからの課題である。そ 別が存在し、 に達している。こうして調査結果をみてみると、今なお差 未就学者は七・四%で一般平均○・三%であり、実に二五倍 その差が五・七ポイントまで縮まっている。大阪における 定時制を含めて八六・五%で、大阪府平均が九二・二%と、 半分以下と格差がある。高校進学率は現在大阪の部落では 部落の場合一六・七%であり、全国平均が三五・五%だから 大きな問題は収入格差の問題である。世帯収入のみなら 教育の問題について、全国調査によると、大学進学率は 勤労者収入も大阪府平均の六○%である。 格差があるということがはっきりしている。 今日まで行政は環境改善事業を中心に進めて 生活の基盤

念ながら、まだまだ不充分である。

念ながら、まだまだ不充分である。

念ながら、まだまだ不充分である。

念ながら、まだまだ不充分である。

念ながら、まだまだ不充分である。

会ながら、まだまだ不充分である。

会ながら、まだまだ不充分である。

会ながら、まだまだ不充分である。

会ながら、まだまだ不充分である。

会ながら、まだまだ不充分である。

会ながら、まだまだ不充分である。

の問題が今後の課題になってくる。と、老人の年金制度の問題、病弱な青・壮年層の雇用促進が問題になってくる。また、生活保護について考えてみるが問題になってくる。また、生活保護について考えてみると、教育をどう高めるか、病人をどうへらすかてれからの行政の課題ということで、雇用に焦点をあて

### **いて」をめぐって** 三、「大阪府における今後の同和行政にへ

解決を図ることである」と再度謳っており「同和行政は地申がだされた。答申は「同和行政の目標は同和問題の早期(1) 一九八四年二月二五日に大阪府同和対策審議会の答

ある」としている。 促進するための諸条件を整備することを目標とするもので区外住民の差別意識の解消と地区住民の自主解放・自立を

一層の努力を払われたい」とまえがきで結んでいる。答申の趣旨を尊重し、同和問題の速やかな解決を図るため受け継ぐとともに、啓発事業についての答申とあわせ、本「府におかれては一九六九年における府の答申の精神を

くうらみがあり、また地区住民の生活の安定、就業の保障る。これまでの同和行政は、主体性、計画性、総合性を欠たっており、その実施にいたる前後の経緯もさまざまであして「同和対策として実施してきた住民各個人 に 金 銭 ま若干のコメントをしたいと思う。今後の基本的 あ り 方 といるので、府答申の「個人給付的事業のあり方」についているので、府答申の「個人給付的事業のあり方」について、公 特に今日、同和事業の見直しについて議論をされて (2) 特に今日、同和事業の見直しについて議論をされて

うち立てることが、検討の前提条件であることは明らかで 行政の今後の方向として急務となっている。 整理することが可能となるのであり、個人給付事業にかわ わゆるソフト事業の充実があってはじめて個人給付事業を となってきたのである。ということは、根本的な対応策を 対策がたちおくれ、当面の対応として、個人給付事業をお いるように、地区住民の生活の安定、就業の保障のための って再検討すべきである」としている。ここに指摘されて 和地区住民が、平等に参加し得る社会を積極的につくり出 付的事業の多様性と不整合性を生ぜしめる原因があったと さまざまなニーズに対し、個人的給付を行うというかたち のための対策がたちおくれたため、 全力を行政がそそぐべきであり、 方としては、 いえる。したがって、個人給付的事業の今後の基本的あり (給付的事業の目標を明確にした上で、次に示す方向にそ "計画的"同和行政への転換を図っていく観点から、個 当面の対応を講ぜざるをえなかったところに、 しい施策や制度やシステムを確立していくことにまず 地区住民の生活安定や就労保障を確立する施策、い ″給付的″ 同和行政から、自立性をもった同 部落解放を展望する同和 行政側で、 地区住民 個人給

同等もしくは類似の個人給付的事業は、一般対策で措置す同答申は「⑴一般対策として制度化されている事業と、

策の位置づけや意義づけ等を再度整理する必要がある。 般対策との関連等を明らかにし、今日時点における同和対 ばその方向での検討も可能である。いづれにしても、各対 る。 ないため、同和対策として多く、 いる事業については、 た施策がおこなえないということ、一般対策の貧弱さ(額、 しているが、一般対策においては同和地区の実態に即応し 今日時点で一般対策への移行が可能なものがあるなら 制度がつくられた経緯、事業内容、現状と問題点、 一般対策が充実され、給付額の引上げや予算が確保さ 予算枠)、 .和地区の生活条件の低位性と深くかかわって 制限条件、種別等が地区の実態にあわ 同和対策としての特例を設ける」と 別途つくられた経緯があ

なえるような人材養成基金の創設を検討する必要がある。なっただし、目標達成後及び特別の理由がある場合のとする。ただし、目標達成後及び特別の理由がある場合のとする。ただし、目標達成後及び特別の理由がある場合のとする。ただし、目標達成後及び特別の理由がある場合のとする。ただし、目標達成後及び特別の理由がある場合のとする。ただし、目標達成後及び特別の理由がある場合のとする。さらに対象を拡大し、必要額を貸付ける事業に制度移行された。下では人材養成推進事業という新しい制度がつくられた。下では人材養成進事業という新しい制度がある。大いる。さらに対象を拡大し、必要額を貸付ける事業に、資与事業に、121自立促進を目標とした個人給付的事業は、貸与事業に2019自立に対象を拡大し、必要額を検討する必要がある。

旧な整理が必要である。

「③一時に多額の出費を必要とする場合の生活補助を目では、現在、同和更生資金の制度があるが、三十万円関しては、現在、同和更生資金の制度があるが、三十万円度であり今日においてはあまり役立っていない。一般を整理し、別途福祉基金を創設するなど自立促進に必要なを整理し、別途福祉基金を創設するなど自立促進に必要なを整理し、別途福祉基金を創設するなど自立促進に必要なを整理し、別途福祉基金を創設するなど自立保進に必要なを整理し、別途福祉基金を創設するなど自立保護に必要なを整理し、別途福祉基金を創設するなど、貸付事業の大政事と、別途福祉基金を創設する場合の生活補助を目標とした個人給付的事業は、貸与事業とする」という点に標とした個人給付的事業は、貸与事業とする場合の生活補助を目で、

立しえない生活困窮者に対する個人給付的事業は、給付事業として実施している実態があり、府の制度=年金制度を確立し、生活保障することが必要である。今日、社会保障制度が不充分なため、給付事業で補てんしているのである。大阪府の高齢者、障害者、生活保護者への給付事業はあまりにも額が低く、対象者が少ないので、市町村単独事業として実施している実態があり、府の待付を拡大するとともに、市町村の給付水準の格差をちぢ始ることが必要である。

生活三対策給付事業については、所得水準が低いという

制限はなじまないと考える。どが奨励事業的意味あいが強いものばかりであるので所得てのみ検討を要するものと考えられる。他の事業はほとん議論されている所得制限の導入についてはこの事業につい前提に立って給付事業をおこなってきているのだが、今日

すれば、目標を達成されたとはいえるものではない。 ちれば、目標を達成されたとはいえるものではない。 ちれば、目標を達した個人給付的事業は廃止する」としている点は、府が高更資金と妊産婦対策をいれた生活対策給付、そしてのが同更資金と妊産婦対策をいれた生活対策給付、そしてのがらみあたらないのである。結婚祝金のあり方について、がらみあたらないのである。結婚祝金のあり方について、がらみあたらないのである。結婚祝金のあり方について、がらみあたらないのである。結婚祝金のあり方について、がらみあたらないのである。結婚祝金のあり方について、本達といれば、目標を達成されたとはいえるものではない。

ある。補完するべきところが多くあり、ソフト事業の充実も市町村事業と比べて種類が少なく、妊産婦対策ぐらいでみて、配慮を要するものについては、補完的措置を検討すみて、配慮を要するものについては、補完的措置を検討するものとする」としている点は、国事業は奨学金と訓練手当、技能習得、就職支度金、訓練事業だけであり、府事業のたまで、配慮を要するものについては、国和地区の実態から方針にしたがうものとする。ただし、同和地区の実態から「6回車補助事業である個人給付的事業については国の「6回車補助事業である個人給付的事業については国の「6回車補助事業である個人給付的事業については国の

すること、でもってその対象者を決定している。 「「「個人給付的事業の対象者は、原則として同和地区に居住する者であること、回同和事業の趣版ではすでに同促協方式が行政との間で確認され、①原則版ではすでに同促協方式が行政との間で確認され、①原則をして同和地区に居住する局和関係者とする」としている点についても、大居住する同和関係者とする」としている。

与、貸付事業は基本的に所得制限をひくべきでない。 個人給付的事業については、一定基準以上の所得を有する個人給付的事業については、一定基準以上の所得を有する。大阪府の支給要綱にほとんどが「経済的理由」によりの変動の大きさに対応しうる措置を講ずる」と提言している。大阪府の支給要綱にほとんどが「経済的理由」によりが入っている。しかし、所得制限をしていない根拠としてが入っている。しかし、所得制限をしていない根拠としてが入っている。しかし、所得制限をしていない根拠としてが済えられるものは、(1)と(4)の給付事業のみである。所得制限をひくべきでない。 また答申は「(8)経済的理由によって給付が必要とされるまた答申は「(8)経済的理由によって給付事業のみである。所得制限をしていない根拠としてが考えられるものは、(1)と(4)の給付事業のみであり、貸が考えられるものは、(1)と(4)の給付事業のみであり、貸が考えられるものは、(1)と(4)の給付事業のみであり、貸が考えられるものは、(1)と(4)の給付事業のみであり、貸が考えられるものは、(1)と(4)の給付事業のみであり、貸が考えられるものは、(1)と(4)の給付事業のみであり、貸が考えられるものは、(1)と(4)の給付事業のみであり、貸が考えられるものは、(1)と(4)の給付事業のみであり、貸が考えられる。

も講じられる必要がある。きさ」をきたさないような激変緩和措置や時間的経過措置高いところでひくようにするとともに、「所得の変動の大いるように、「伝統的な脆弱性」にかんがみ、出来る限りいるように、「伝統的な脆弱性」にかんがみ、出来る限り

進するためにも、審査会の設置は必要である。 地区協の任務そのものだからでもある。 おこなう必要があるのであり、それらの活動こそ同促協や 来的展望をさししめす相談活動や生活指導活動とあわせて 定するというだけでなく、各人の生活実態をみきわめ、将 ることである。審査や支給決定にあたっては、単に給付決 っともよく把握している者が、行政担当者とともに審査す や地区協内に設置すべきである。地区住民の生活実態をも の設置については、同促協(行政代表と地元代表で構成) 支給対象者の決定や受給者の生活実態にみあった給付を推 で、その設置について指導すべきである」としている点は、 において、適格性について審査することが適切 加と協力を得て市町村の実情に応じて設置された審査機関 「9個人給付的事業の執行にあたっては、地区住民の参 しかし、そ である

実施していくことによっておのずと整理されていくものでるための新しい施策、生活基盤を築きあげるための施策を給付事業のあり方は、地区住民の生活保障を基本的に高め以上若干のコメントを加えたが、いずれにしても、個人

所得制限をおこなう場合であっても、

ここに指摘されて

務であると考える。 あり、それらの新しい施策の方向性を確立することこそ急

いうのではなく、一定期間でよい場合もある。場合もある。又、一度給付を受けるとずっと給付されるとしている。確かに給付ではなくて貸与措置や減免で可能ない出すべきであり、制度の弾力的運用が必要であると提起いま々としては、個々人のニーズにあった解決方法を見い

自主解放、自立促進の立場から指導する必要がある。をトータルな行政措置から最善策を導き出し、地区住民の法(打ち切りか継続か)では無理である。個々人のニーズとれらの制度の弾力的運用は、行政から行なう画一的方

条件でなければならない。条件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。集件でなければならない。場内事業と生活的給付事業(経済的援助措置)とに区分するとか、貸付事業においては償済的援助措置)とに区分するとか、貸付事業においては償済的援助措置場内事業と生活的給付事業(経済的援助措置)とに区分するとか、貸付事業においては償済的援助措置場内事業と生活的給付事業(経済的援助措置)とに区分するとか、貸付事業においては償済の場合場内事業と生活的給付事業(経済的援助措置)とに区分するとか、貸付事業においては償済の提供場内事業と生活的給付事業(経済的援助措置)とに区分するとか、貸付事業においては、

# 四、「社会的自立」論について

います。 として、 否定し、 塚武男と湯浅晃三の対談を掲載している。山本敏貴は、「個 個人施策」という特集をし、真田是と山本敏貴の論文と三 (三二頁)「『自立』論は『臨調』・行革の強行のなかでます 業のより集団的で系統的な分析、検討を迫られています」 行革に便乗し、自治体単独の事業を地域住民の実情を無視 ますエスカレートしており、社会保障・社会福祉の権利性を 人給付事業の是正・見直しの提案を巧みに利用して、 臨調・ 論」の修正論文という形で展開されている。 る。その結果、真田論文と三塚・湯浅対談は 「社 会 自 立 こと、同和行政攻撃がその先鞭をつけたことを暴露してい 自立論」が、臨調・行革路線と結果的には、同じであった 視した一方的な同和対策事業の打ち切りはこうした流れの して、一方的に廃止する自治体もあるだけに、個人給付事 です」(三六頁)という正しい見解をのべながら、 ログラムを、対象者やその家族・地域住民が一体となって その修正をおこない、 一つでしょう」(三三頁)と、彼らの主張してきた「社会的 雑誌『部落』(一九八六年六月)は「社会的自立と その条件整備・公的保障を行政に要求しているの 一部自治体で表れている地域住民の生活実態を無 『自助』『互助』をわが国の特殊性・良き伝統だ 『自立・互助』による福祉の切り捨てを開始して 「対象者の社会的自立にむけてのプ 山本自身も、

求する必要がある。 とでは、より公的保障として、 してとりくむ必要があるし、今日のように、 考え方にかたむいている。それでは、臨調・行 革 路 線 の 策という考え方が弱く、自立は地区住民の自己責任という アンスとして、公的保障・行政責任、権利としての同和対 達が従前から強調している、 課題を、関係するすべての機関が協力しあい援 助する 中 しての同和対策と自主解放の精神をふまえた指導とを統一 ム化するとりくみをのべている。しかし、山本論文のニュ とにつながっていくと思うのです」(三八頁)とのべ、私 た取り組みの積み重ねが対象者の社会的自立を保障するこ で、対象者が自らの能力も発展させつつ解決する、そうし を展開しているのであるが、結論として、「対象者の生活 のない同和対策事業」(三七頁)といって従前と同じ攻撃 「自助努力」とまたぞろ変らなくなる。公的保障・権利と 総合施策としてのソフト事業の充実をはかり、システ 関係する全ての機 関 が協力 権利として、 行政責任を追 行革路線のも

への依存を強めながら特別措置としての同和行政によって明らかである」(六頁)とし、「一般行政を充実してこれ革』によって広げられているが、このような理解の誤りはは自立できないことだとする論調が、とりわけ 臨調 『行(2) 真田論文は、「公共施策・一般行政に依存すること

を認めている。 では、公共施策、 置は不要になる」(同前)と考えているからである。しか 開し、「運動や行政によって差別事象や格差を払拭するこ また、 とは資本主義のもとでも可能で、その時には特別な行政措 能である」(七頁)と、あえて、一般行政と特別措置を、 なく存続するが、同和行政は不要になりなくなることは可 行政の貧困層対策は資本主義のもとでは不要になることは 行政への依存はいけないとしている。それは、「社会福祉 する」(八頁)こととし、一般行政への依存はよいが同和 和行政への依存を不要にする、 現実の行政は、 社会福祉行政と同和行政を切りはなして、 一般行政すら充分におこなわれないこと きりはなせないし、そのような考え方 つまり同和行政から自立 議論を展

「同和行政は旧身分差別の傷跡を治癒しなくす特別措置「同和行政は旧身分差別の傷跡を治癒しなくす特別措置に同和行政は旧身分差別の傷跡を治癒しなくす特別措置に関わる一般行政の水準があること、同和行政の本とと、一般行政の水準があること、同和行政は旧身分差別の傷跡を治癒しなくす特別措置に関わる一般行政の水準があること、同和行政は旧身分差別の傷跡を治癒しなくす特別措置

同和行政の留意点ということで、「個人施策の経済給付

に、ソフト事業の充実をさしている。 これはまさ施策を ストックの 施策として 重視している。 これはまさん、自立ということからすると、特にストックの施策を重を、自立ということからすると、特にストックの施策を重をはストックだし(中略)、共同施策でも個人 施 策 ではフローだが、個人の稼得力・生活管理力などを形成するはフローだが、個人の稼得力・生活管理力などを形成する

らわしている。「同和地区における生活保護率は依然とし 護を打ち切ることが出来る人は大体自立していった。 として残っている層は、中高年齢者や傷病・母子世帯など て一般地区にくらべ高いですね。 らさえとり残されていった層というのがある。(中略)だ 策としていろいろ特別な施策が作られたけれども、それか かなり社会的自立が困難なひとたちで、今日までに生活保 いる湯浅が、全解連の主張している「自立」論に危惧をあ う感じを持つんです」(二一~二頁)と率直に部落差別の 住民のものとするためには、そうとう距離が遠いなーとい と思うのですが、地区の実態から見て、このスローガンを から『自立』というスローガンはすごく正しいスローガン 深刻な実態を訴えている。三塚も、「福祉の水準があまり にも低いため、 一般施策だけでは支えきれないということで、 湯浅晃三と三塚武男の対談では、現場でとりくんで 貧困が世代継承という形でこげついてしま (中略)生活保護受給層 同和対 争

世代継承が一般地区より多い」(二四頁)という。世代継承が一般地区より多い」(二四頁)という。世代継承が一般地区より多い」(二二し三頁)とのべ、かなければならないでしょうね」(二二し三頁)とのべ、かなければならないでしょうね」(二二し三頁)とのべ、かなければならないでしょうね」(二二し三頁)とのべ、かなければならないでしょうね」(二二し三頁)とのべ、かなければならないでしょうね」(二二し三頁)とのべ、かなければならないでしょうね」(二二し三頁)とのべ、かなければならないでしょうね」(二四頁)というのは一つの目標ですね。しかし実際には全部、個人的努力では一つの目標ですね。しかし実際には全部、個人的努力では一つの目標ですね。しかしまでしまでしまっている。一般福祉水準の低さの問題と、行政措置を要求している。一般福祉水準の低さの問題と、行政措置を要求している。一般福祉水準の低さの問題というだけて、「四頁)という。

百)、「社会的な問題として、社会的に克服しなければなら障であると考えています。(中略)のまり、対策の中でいちばん基本となるのは、雇の制度・対策をいろいろ結びつけて自立をはかっていく。の制度・対策をいろいろ結びつけて自立をはかっていく。(中略)つまり、対策の中でいちばん基本となるのは、雇の制度・対策をいろいろ結びつけて自立をはかっていく。の制度・対策をいろいろ結びつけて自立をはかっていく。の制度・対策をいるいろ結びつけて自立をはかっていく。の制度・対策をいるので、これが制度として、ともかく暮らしの器ともいうべき住宅と環境は整備した。暮らしの中味の問題はこれからだ」(二五様別であると考えています。(中略)もっと雇用保障制度といる。

課題としての同和対策を政策のなかに明確に位置づけると と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の貴務 るように、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由 放運動に求めている。社会的責任とは、同対審答申にもあ ある。しかし、彼らは社会的責任を公務労働者や地域や解 ているのである。これらの考え方はまったく我々と同じで 題としてではなく、社会的に克服すべき課題として提起し 障等をタテ割ではなく総合対策として、個人で処理する問 れている。生活保護者対策、雇用対策、教育対策、健康保 とらえ、その実態克服のための同和行政のあり方が指摘さ 三〇頁)とし、今日おかれている部落の生活実態を正しく きなくなってきていることの表れでもあります」(二九し ろがりの中で、従来タテ割の制度や方法では課題に対処で 強調されていますが、それは地域における貧困の新たなひ 保健医療・地域にねざした教育ということが、 れていくという傾向が強くなってきています」(二八頁)、 ない課題が、個人的に処理すべき問題・課題にすり替えら 「くらしの問題はいのち・健康の問題と結びついているの (中略)医療の世界でも同様ですね。地域福祉・地域 どんな 問題でも、 早期発見・早期対応が 基本原則で 同時に国民的課題である。 したがって国の政治的 改めて

であることは、再度確認しておく必要がある。

#### 五、同和行政の課題

れるのである。」

(1) 芦屋市中間答申において、「同和問題の基本方針」

(1) 芦屋市中間答申において、「同和問題の基本方針」

(1) 芦屋市中間答申において、「同和問題の基本方針」

同和対策としての行政施策」の推進をはかること

継続されている。それぞれの施策はそれぞれのいきさつを 地区住民がその社会的立場を認識し、同和問題解決の主体 は、その対策の経緯を十分点検することが大切である。 促している。 有していて、 住民の役割の四点を留意点にあげている。行政責任を確認 として、自ら努力して真の自立を達成するために施策が生 実態の把握、 全庁的な推進体制を整備することが大切である」とし、 かされることが必要である。今後の同和行政においては、 ける部落差別の実態の適確な把握、部落問題の歴史性、同 まえることを強調している。 和対策が実施されるに至った経緯と今日時点での評価をふ いる同和事業の見直しについての留意点として、今日にお し、長期的・総合的施策が必要であり、今日、議論されて 住民生活の中に組みこまれながらその向上を したがって、計画の策定や見直しにあたっ ②歴史的視点の重視、③経緯の点検、④地区 4 1

同和事業のあり方について四点ほど指摘したい。指摘をおおいに参考にする必要がある。今後もとめられるえる時、また、同和事業を見直す場合、芦屋市中間答申の② はじめにも述べたように、これからの同和行政を考

#### ① ソフト事業の充実

態に対して、環境改善対策と個人給付的事業、減免措置にこれまでの「同和」行政は、あまりにも劣悪な部落の実

克服に注がれた観がある。部落差別の結果に対 する 対 よって対症療法的な事業を行ない、部落の絶対 的 それは真田是のいう、ストックの施策であり、稼得力を高 基盤の確立であり、 療法的施策であり、 なる教育の機会均等が保障される必要があるし、健康な身 用保障と安定した就労権の保障である。また、その前提と める施策である。その基本は、就職の機会均等の保障、雇 い難いものである。 面におけるとりくみや事業がもとめられている。これから 体で就労できることが必要である。これら総合的なソフト たソフト面の事業が必要となっているのである。 の同和行政は、地域、世帯、個人の生活実態に焦点をあて 差別を取り除く根治療法的施策とは言 生活水準の向上をはかる施策である。 根治療法的施策とは、地区住民の生活 貧困

政の方向として確立されなければならない。 例 え ば、 福一体となって取り組む必要があり、今後のあるべき同和行この方向にそって、全ての行政、運動、地区、各団体が

行していくかを考える必要があるのである。どのようにして有機的・総合的、長期的に計画をたてて実ものを、新しい施策としてではなく、今ある施策や制度をものを、新しい施策としてではなく、部落解放総合福祉計画とか、うことで分けるのではなく、部落解放総合福祉計画とか、社にしても、ただ単に生活保護者、老人、「障害」者とい社にしても、ただ単に生活保護者、老人、「障害」者とい社にはいるがあるのである。

#### ② 制度の弾力的運用

制やとりくみとして展開されなければならない。 携を考えるとともに、あらゆる制度や施策を駆使しうる体 はできないので、教育・雇用・進路指導といったものの連 制度の充実といったものが一環したシステムでやられない あり、制度の弾力的運用が必要である。そういう意味では といけない。とれは単にひとつの新しい施策ということで 個人給付といった応急処置的なものだけで は な し に、技 能・学力の保障、 ズに見合う、 のが各家庭、 制度や個人給付事業等、画一的にではなく、 自主解放、自立促進につながる施策が必要で 個人の生活実態を見極めた上で、各々のニー 雇用の促進、所得保障、 年金や社会保障 それらのも

### ③ 社会的資源の有効利用

の有効利用をはかり、地区住民を主体とする指導、相談事施設、施策、制度、個人給付、貸付事業、研修事業等――との間、同和行政で積み上げられてきた社会的資源――

る。 、 で を うまく連携がとれているのかどうかも考え、地区住民に とうまく連携がとれているのかどうかも考え、地区住民に の関連を考え、そこでの活動や事業が市の全体の行政施策 の関連を考え、そこでの活動や事業が市の全体の行政施策 がまる。現在部落にある青少年会館 業の充実をはかる必要がある。現在部落にある青少年会館

# ④ 総合的、体系的、計画的同和行政

促進も進学等を含めた長期的かつ総合的施策が必要なので ら労働と福祉のシステムが問題になってくる。また、雇用 欲がなくなる。そういうことのないようにしようとするな も受け取る額がそう変らないということでは、当然就労意 給者の場合、働いてもその分収入認定されて、 復など総合的な手だてが必要である。例えば、生活保護受 進路と就職、そして、それにともなう生活改善、 ないといけない。現在の実態を克服するためには、教育と 市町村の行政組織をフルに活用できるようなシステムにし 割行政の弊害を本当になくそうと考えるならばそれぞれ 団体が地区住民に物心両面の援助をはかる必要がある。 な行政対応と、地区住民の自主的活動を促進し、地区住民 力的運用がはかられ、 縦割り行政を廃し、 そのためには、 総合的、体系的、計画的保障が可能 (4)行政責任の果たし方、 横断的総合行政を樹立し、制度の **问社会的**資 働かなくて 健康の回 の

関でソフト事業の充実をはかり、とりくむ必要がある。解放総合計画、等が明確にされ総合的施策として全行政機源の有効活用、八人材の育成、臼自主活動の促進、昹部落

二十年におよぶ努力が積み重ねられてきた。定され、今日の「地域改善対策特別措置法」まで、およそれ、一九六九年七月には「同和対策事業特別措置法」が制の「一九六五年八月に「同和対策審議会答申」がださ

き、まだまだ問題が残されているといわねばならない。根本的な解決という目標から、部落差別の現状 をみ たとど、一定の成果をあげてきた。しかしながら、部落問題のこの間、部落の住環境の改善や高校進学率の 高 まり な

課題である」と指摘した。づけ、「この問題の解決の責務は国にあり、同時に国民的国における最も深刻にして最大の社会問題である」と位置国知のように、「同対審答申」は「同和」問題を「わが

ていた。
③人権の擁護の五つの施策を総合的にとりくむことを求め
③社会福祉の増進、③産業・職業の安定、④教育の向上、そして、「同和」問題の解決のためには、①環境改善、

であり、それが「部落解放基本法」であるといえる。ているものは、抜本的かつ総合的な施策が可能となる法律つまり、「同対審答申」をふまえた法律として求められ

ない。 とれまでの「特別措置法」にもとづくとりくみ に よっない。

った歴史の苦い教訓がある。まった。その結果、戦後いちからやり直さねばならなくなが、太平洋戦争への本格的突入の中で断ち消えとなってし年計画が策定され、事業が実施されたのである が、 そ れ戦前においても、一九三六年を起点に融和事業完成十ヵ

る。
る。
る。
なおお問題の根本的な解決を速やかに達成する必要があみ、部落問題の根本的な解決を速やかに達成する必要があらには差別事件の防止と差別意識の撤廃に精力的にとりくは峠を越してきたわけだから、これからは仕事や教育、されまでの努力によって、もっとも予算のいる環境改善

ながるものとして深く認識し、とりくむ必要がある。別のない民主社会の建設に役立ち国民全体の人権保障につ別をい民主社会の建設に役立ち国民全体の人権保障にったのことの法的うらづけが「部落解放基本法」である。